

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 御殿場市 (都道府県: 静岡県)
 本事業の担当部局名 健康福祉部 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	御殿場市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	18,750,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 御殿場市の婚姻数は、令和5年が337件、令和2年が392件、平成30年が441件と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある。 また、当市は、妊娠・出産から子育て期の支援は充実しているが、結婚に関する支援が不足していることも課題としてあげられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 上記の実情において、当市の少子化対策では妊娠・出産時期は「出産子育て応援交付金」に加え市独自の支援(地域通貨を利用した補助)を実施しており、その後の子育て時期では「子ども医療費の支援」「小学校・中学校入学時の支援」「保育園や放課後児童クラブ等による保育支援」など充実した支援策を実施している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 上記の実情において、出会いから結婚、また新婚世帯への支援が不足しており、今後しずおか出会いサポートセンターとの連携による「結婚希望者への出会いの機会の提供」と「婚姻に伴う経済的負担の軽減」を実施することにより、すでに実施している子育て支援策に繋げて少子化対策を図る。 また、令和5年度に実施した当該事業は見込以上の申請(申請予定も含む)があり、アンケート調査においても、結婚に伴う経済的な不安があった方の全てが「経済的不安の軽減となった」「自分たちの結婚が地域に応援されている」と回答している。事業を継続し、該当の世代へ事業が浸透することによる少子化対策事業としての効果を期待する。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
市区町村税の滞納がないこと。			

2. 申請見込

①新規世帯見込

35	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	25 世帯
その他	10 世帯

②継続世帯見込

5	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

令和5年度において、ともに29歳以下の20世帯、その他8世帯の申請を見込んでおり、当市の婚姻数は令和4年が332件、令和5年が337件とほぼ同等である。また、当市は令和5年度より事業を開始した関係で、令和5年度は4月1日以降に婚姻届を提出した世帯を対象とした。令和6年度においては、1月1日以降に婚姻届を提出した世帯を対象とすることを予定しているため、1月から3月に婚姻届を提出する方の申請増と、事業が周知されていることを見込み、ともに約2割増の29歳以下25世帯、その他10世帯として算出。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	28 世帯
～12月(実績)	4 世帯
1月～3月(見込)	24 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	25 世帯 × 600,000 円 =	15,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 =	3,000,000 円	
	(継続補助)	750,000 円	
	合計	18,750,000 円	

3. 広報の実施予定

御殿場市の広報、ホームページ、Facebook、行政無線等やFMでの広報と、戸籍担当窓口で婚姻届提出時にチラシを配布、その他庁舎や支所、公立の施設等において、チラシを配架する。
また企業の事業所を訪問し、積極的にPRしていく。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	市の婚姻支援事業をきっかけとする婚姻数		件	350 (令和7年)	337 (令和5年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.75 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
	婚姻件数		件	400 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
婚姻率			4.8 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	90	0
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	85	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ等配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。 ふじのくに出会いサポートセンターと連携し、婚活イベントや出張相談会を実施し、その中で本事業の認知度を高める。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内民間企業へチラシの配架依頼、企業へのDM送信を実施。工業団地での連絡会において、総務・人事担当職員に直接説明し、PRする。 民間観光・商業施設においてチラシ配架依頼を実施する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。